

事後審査型・郵便による一般競争入札公告

久留米市公告第 ○○号

令和 7 年度久留米市文化施設事業ラインナップチラシ制作業務委託について、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 9 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 7 年度久留米市文化施設事業ラインナップチラシ制作業務委託
- (2) 履行場所：久留米シティプラザ
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 入札予定価格：814,000 円（税込）
入札書比較価格：740,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：732,600 円（税込）
最低制限価格：666,000 円（税抜）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 久留米市内に本店を有し、かつ規則第 16 条第 3 項に規定する、有資格者名簿

（以下「名簿」という。）に当該事業所が登録されている者であること。

(9) 名簿に「登録業種 1」に「印刷・一般印刷」で登録されている業者であること。

(10) 過去 10 年以内に発行されたチラシ（2 ページ以上のものに限る）の制作又は印刷実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

事務局（10 に記載）

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

ア 入札書（様式第 2 号）

イ 履行実績の確認ができるもの（契約書など）

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 22 日（水）必着

(3) 提出先（宛先）

事務局（10 に記載）

(4) 郵送方法

<1> (1) を封筒に入れ、表面に業務名及び提出先（宛先）を記入、「入札書在中」と朱書きし封印する。

<2>封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

<3> 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札書の引換え・辞退

郵送した入札書及び入札参加必要書類は、締切日前であれば引換えを認める。また、入札を辞退する場合は、開札までに事務局(10 に記載)に入札辞退届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

5 開札

(1) 日時：令和 7 年 1 月 24 日（金）11 時

(2) 場所：久留米シティプラザ スタジオ 3

(3) 立会：

ア 開札の立会人は、入札参加者のうち 2 者を指名し、立ち合わせる。指名された者以外の開札場所への入室は認めない。

イ 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、電話及び E メールにより連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。

ウ 前 2 号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第 7 条の規定に基づき免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。ただし、会計規則第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 質問の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間：公告日から令和 7 年 1 月 16 日（木）午後 5 時まで

(2) 受付場所：事務局（10 に記載）

(3) 質問の提出方法：

質問事項を質問用紙（様式第 4 号）により作成し FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

(4) 質問に対する回答：

令和 6 年 1 月 20 日（月）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 提出された入札関係書類は返却しない。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

市民文化部 久留米シティプラザ事業制作課

住所：〒830-0031 久留米市六ツ門町 8-1 久留米シティプラザ

電話：0942-36-3083

FAX：0942-36-3087

Eメール：kcp-j@city.kurume.lg.jp